

(様式1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	水産課	検索番号	1-7
法令名	漁船法	根拠条項	13		
許認可等	登録票の検認				
<p>(根拠規定) 漁船登録票の検認に係る審査基準の一部改正について (平成14年4月1日付け水産第887号農林水産部長通知)</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>【 審 査 基 準 】</p> <p>漁船法第13条の規定による登録票の検認にかかる審査基準は、次のとおりとする。 次に掲げるものは、検認の不合格とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 実船の登録番号、船名、所有者及び使用者の氏名が原簿のそれと相違するとき。2. 船体を実測した主要寸法及び総トン数が原簿のそれと次の範囲をこえる相違があるとき。<ol style="list-style-type: none">a. 長さ、幅及び深さの各々については3%b. 総トン数については10%3. 推進機関の種類又は馬力数が原簿のそれと相違するとき。4. 当該漁船の設備その他から判断して実際の漁業種類と原簿のそれとが明らかに相違していると認められるとき。5. 無線設備が原簿のそれと相違するとき。6. 実船の現状から判断して実際の進水年月日と原簿のそれとが明らかに相違していると認められるとき。					